

八戸東リトルシニア後援会会則

第1条（名称）

本会は、八戸東リトルシニア後援会と称する。

第2条（所在地）

この団体を次の所在地に置く。

三戸郡南部町大字高橋字高橋5-1-2 高橋正樹宅

第3条（目的）

本会は、八戸東リトルシニアの活動支援をはじめ、地域における中学硬式野球の振興・普及を図るとともに、野球を通じて選手の健全なる育成を援助することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 八戸東リトルシニアの応援及び運営・活動支援
- (2) 八戸東リトルシニア及びOBの活動PR
- (3) 会員相互の親睦・交流及び情報交換
- (4) その他、チーム支援に必要な事業

第5条（会員）

本会は、次の各号に定める会員をもって組織する。

- (1) 本会の趣旨に賛同する八戸東リトルシニアOB及び八戸東リトルシニア父母会OBし、加入は任意とし加入は任意とする。
- (2) 本会の趣旨に賛同し、八戸東リトルシニアを応援してくれる人及び企業

第6条（会費）

本会の会費は年会費として

個人1口 3,000円

法人1口 5,000円

とし、これを運営全般にあてる。

第7条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

第8条（役員及び任務）

本会に次の役員を置き、その任務にあたるものとする。

会長 会長は本会を代表し、会を総轄する。また、チーム会長も兼務する。

副会長 副会長は会長を補佐し、さらにチーム副会長も兼務する。

事務局 会務、事業を代表して執行する。

会計 本会の会計事務を処理する。

監査 会計全般を監査する。

第9条（役員の任期及び選出）

役員任期は1年とし、総会で選任する。ただし、再任を妨げない。

第10条（総会）

- 1 総会は年1回会長が招集する。但し必要がある場合は、臨時に招集することができる。
- 2 総会は役員3分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決議する。

第11条（施行期日）

本会会則は、平成26年9月1日より施行する。

〔付 則〕

1. 第 2条改訂（平成29年4月1日）